

第3章 貸付決定

訓練促進資金の貸付申込みの内容を審査の上、貸付けの可否を決定し、その結果を通知します。

1. 決定通知書の交付

申込者へ「貸付承認（または不承認）決定通知書」を送付します。

2. 契約書類の交付

貸付けが決定した申込者（以下「借受人」という）に、下記書類を送付します。

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書（様式第3号）
- (2) 重要事項説明書（様式第4号）
- (3) 振込口座届（様式第5号）
- (4) 連帯保証人申請書兼連帯保証書（様式第6号）※6

※6 連帯保証人を立てる方のみ、ご提出ください。

3. 借受人に対する説明会の開催

借受人に対し、事業の概要及び返還免除の承認決定、もしくは全額返還が完了するまでの各種手続きについてご説明します。借受人は必ず説明会にご出席ください。

ただし、入学準備金借入時に説明会へ出席した方は、就職準備金借入時の出席は不要です。